

## 滋賀県留置施設視察委員会について

### ◆ 委員会設置の趣旨等

平成 19 年 6 月 1 日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の適正な運営を確保するため、滋賀県警察本部に法律関係者、医師等による滋賀県留置施設視察委員会（以下「委員会」といいます。）が設置されています。

### ◆ 委員会の設置年月日

平成 19 年 6 月 1 日

### ◆ 委員会の組織・職務

- ★ 委員会は、4 人の委員で組織されており、身分は滋賀県公安委員会が任命する非常勤の地方公務員で、任期は 1 年です。
- ★ 委員会は、留置施設を視察し、その運営状況について留置業務管理者（警察署長）に意見を述べることができます。

### ◆ 委員会の活動状況

令和 5 年度中、2 回の会議を開催したほか全 10 施設を視察しました。

### ◆ 委員会の意見

視察結果等を踏まえ、全 10 施設の留置業務管理者に対し、次の意見が述べられました。

- ① 留置施設内の空調等、居住環境の整備に努められたい。
- ② 被留置者の心情等、より一層の把握に努められたい。
- ③ 被留置者の性的指向等に配慮し、施設整備を含め適切に対応されたい。
- ④ 留置勤務員の士気高揚について配慮されたい。

### ◆ 留置業務管理者が講じた措置の概要

- ① 空調等の設備の維持管理、留置施設内の消毒や清掃を徹底するなど、より良い居住環境の整備に努めます。
- ② 全ての留置担当官が情報を共有しながら、被留置者の特性に合ったコミュニケーションをとりつつ言動に気を付けるなど、心情等のより一層の把握に努めます。
- ③ 日々の指導教養を通じて性的指向等への理解をより一層深めながら、適切に対応します。
- ④ 幹部職員が留置担当官の声に耳を傾けて勤務しやすい職場環境づくりに努めるなど、士気高揚に配慮します。